

# 川崎市居住支援協議会

## 平成29年度 定期総会 次第

日時：平成29年 6月 8日(木) 10:00～11:00  
会場：川崎市役所第4庁舎4階第6・7会議室(川崎区宮本町3番地3)

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 案

- (1) 第1号議案 役員の交代(案)について
- (2) 第2号議案 平成28年度事業報告(案)について
- (3) 第3号議案 平成28年度決算報告(案)及び監査報告について
- (4) 第4号議案 平成29年度事業計画(案)について
- (5) 第5号議案 平成29年度予算(案)について

### 4 事務局からの連絡事項等

### 5 閉 会

---

(配布資料)

- ・ 次第、出席者一覧
  
- ・ 資料1 第1号議案 役員の交代(案)
- ・ 資料2 第2号議案 平成28年度事業報告(案)
- ・ 資料3 第3号議案 平成28年度決算報告(案)及び監査報告
- ・ 資料4 第4号議案 平成29年度事業計画(案)
- ・ 資料5 第5号議案 平成29年度予算(案)
  
- ・ 参考資料1 川崎市居住支援協議会 会則
- ・ 参考資料2 平成29年度協議会スケジュール

## 【第 1 号議案】

## 川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

役職	団体等	氏名	前任者
会長	川崎市 まちづくり局 住宅政策部長	林 直人	
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 支部長	木村 教義	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	三浦 政良	
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 支部長	木村 教義	
	公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部 副支部長	米田 恵子	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	三浦 政良	
	恒春園地域包括支援センター センター長	小又 公彰	
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	斐 安	
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長	永島 優子	
	川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 担当課長	小川 清	
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	鹿島 智	
川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長	長澤 貴裕		
会計 監事	一般財団法人 高齢者住宅財団 居住支援部長	古和田 敦	藤原 康志

(敬称略)

**平成28年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）**

川崎市居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、協議会活動の設立初年度として、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方にとっての多岐にわたる課題やそれらに関する支援について、次のとおり「専門部会」による検討を行った。

**1. 総会の開催**

- (1) 設立総会 … 平成28年6月30日（木）  
「協議会会則」「役員選出」「専門部会設置」について承認の議決を得るために開催した。
- (2) 臨時総会（第1回） … 平成28年8月10日（水） ※書面表決  
「平成28年度事業計画（案）」「平成28年度予算（案）」「協議会会計規則」について承認の議決を得るために開催した。
- (3) 臨時総会（第2回） … 平成28年9月30日（金） ※書面表決  
「平成28年度補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催した。

**2. 専門部会の開催**

- (1) 専門部会A「入居相談・情報発信に関する部会」（計4回開催）

**①開催状況**

- ・第1回：平成28年 8月 2日（火）
- ・第2回：平成28年11月 8日（火）
- ・第3回：平成28年12月20日（火）
- ・第4回：平成29年 2月23日（木）

**②検討内容・成果**

- ・住宅確保要配慮者への物件提供に対する家主の理解を深め、入居可能な物件数を増やすため、協議会の取組み等を紹介する『リーフレット』を作成した。
- ・効率的な住まい探しの支援体制を構築するため、ワーキンググループを設置し、入居支援（本人の基礎情報や希望物件の把握・整理から、必要な福祉サービス等のコーディネート、具体的な物件紹介まで）の体制や仕組みについて、川崎区・幸区をモデル地区として検証を開始した。

(2) 専門部会B「居住継続に関する部会」(計4回開催)

①開催状況

- ・第1回：平成28年 8月 5日(金)
- ・第2回：平成28年10月28日(金)
- ・第3回：平成28年12月16日(金)
- ・第4回：平成29年 2月20日(月)

②検討内容・成果

- ・入居者に異変があった際の関係者の相互連携を可能とするためのフォーマットとして、入居者の基礎情報や関係者連絡先等を把握・共有できる『入居者情報共有シート』を作成した。
- ・居住継続の安定確保に必要なポイントや対応事例等を整理した『ガイドブック』の作成に着手した。

(3) 専門部会C「退去手続きに関する部会」(計4回開催)

①開催状況

- ・第1回：平成28年 8月12日(金)
- ・第2回：平成28年10月25日(火)
- ・第3回：平成28年12月22日(木)
- ・第4回：平成29年 2月20日(月)

②検討内容・成果

- ・入居者死亡時に必要となる手続き(相続人探し、賃貸借契約解除、残置家財処分等)の対応手順や法的な考え方の整理、家主の負担軽減となる家賃債務保証・費用保険・民間サービス等について検討を行った。
- ・各手続きにおけるポイント・関係法令・対応事例等を整理した『ガイドブック』の作成に着手した。

## 平成28年度 決算報告(案)

## [収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
補助金収入	1,191,000	840,954	△ 350,046	
重層的セーフティネット構築支援事業補助	1,191,000	840,954	△ 350,046	国土交通省補助金
借入金	510,600	321,000	△ 189,600	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	横浜銀行
当該年度収入合計(A)	1,701,600	1,161,954	△ 539,646	
前年度繰越金	0	0	0	
収入合計	1,701,600	1,161,954	△ 539,646	

## [支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
人件費	620,400	619,827	△ 573	
事務局人件費	620,400	619,827	△ 573	住宅供給公社職員分
旅費	6,000	4,104	△ 1,896	
交通費	6,000	4,104	△ 1,896	住宅供給公社職員分
庁費	564,600	217,023	△ 347,577	
需用費	244,000	214,323	△ 29,677	消耗品費、印刷製本費、光熱費
謝金	30,000	0	△ 30,000	
役務費	23,600	2,700	△ 20,900	通信運搬費、振込み手数料
委託費	255,000	0	△ 255,000	
使用料及び賃借料	12,000	0	△ 12,000	
償還金	510,600	321,000	△ 189,600	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(B)	1,701,600	1,161,954	△ 539,646	
次年度繰越金	0	0	0	預金利子
支出合計	1,701,600	1,161,954	△ 539,646	

当該年度収支差額(A) - (B)	0	
内訳	預金利子(H28年度分)	0

## 会計監査報告書

平成29年 〆月 〆日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、平成28年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

平成29年 〆月 〆日

会計監事



## 【第 4 号議案】

## 平成 29 年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

引き続き、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため「専門部会」による検討を行う。

## 1. 総会等の開催

- (1) 定期総会 … 平成 29 年 6 月 8 日（木）（本会議）  
「平成 28 年度事業報告・決算」「平成 29 年度事業計画・予算」について議決予定。
- (2) 幹事会 … 平成 29 年 5 月 16 日（火）  
定期総会における議案について検討、確認。
- (3) 連絡調整会議 … 平成 30 年 3 月上旬  
「平成 29 年度事業の成果」について報告予定。

## 2. 専門部会の開催

- (1) 専門部会 A 「入居相談・情報発信に関する部会」（計 3 回開催予定）

- ・引き続き、効率的な住まい探しの支援体制を構築するため、入居支援（本人の基礎情報や希望物件の把握・整理から、必要な福祉サービス等のコーディネート、具体的な物件紹介まで）の体制や仕組みについて、川崎区・幸区をモデル地区として、ワーキンググループによる検証を実施する。
- ・住宅確保要配慮者への物件提供に対する家主の理解を深め、入居可能な物件数を増やすため、協議会の取組みや住宅確保要配慮者に係る知識や事例等を紹介する家主・不動産店向け『講演会』を開催する。  
※家主向け・不動産店向け（各 1 回程度開催）

- (2) 専門部会 B 「居住継続に関する部会」（計 4 回開催予定）

- ・居住継続の安定確保に必要なポイントや対応事例等を整理した『ガイドブック』を作成する（専門部会 C と併せて作成）。

- (3) 専門部会 C 「退去手続きに関する部会」（計 4 回開催予定）

- ・退去手続き（特に入居者死亡時）におけるポイント・関係法令・対応事例等を整理したガイドブックを作成する（専門部会 B と併せて作成）。

## 平成29年度 予算(案)

## [収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	平成29年度 予算額(a)	平成28年度 予算額(b)	増減 (a-b) △は減	備考
補助金収入	5,446,000	1,191,000	4,255,000	
重層的セーフティネット構築支援事業補助	5,446,000	1,191,000	4,255,000	国土交通省補助金
借入金	4,102,000	510,600	3,591,400	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	
当該年度収入合計(A)	9,548,000	1,701,600	7,846,400	
前年度繰越金	0	0	0	
収入合計	9,548,000	1,701,600	7,846,400	

## [支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	平成29年度予算 額(a)	平成28年度予算 額(b)	増減 (a-b) △は減	備考
人件費	1,260,000	620,400	639,600	
事務局人件費	1,260,000	620,400	639,600	住宅供給公社職員分
旅費	4,000	6,000	△ 2,000	
交通費	4,000	6,000	△ 2,000	住宅供給公社職員分
庁費	4,182,000	564,600	3,617,400	
需用費	525,000	244,000	281,000	印刷製本費、光熱費
謝金	580,000	30,000	550,000	居住支援セミナー講師、コンサルタント講演料、入居支援費
役務費	37,000	23,600	13,400	通信運搬費、振込み手数料
委託費	2,981,000	255,000	2,726,000	ガイドブック作成費、法律監修費
使用料及び賃借料	59,000	12,000	47,000	講演会会場使用料、マイク等リース費
償還金	4,102,000	510,600	3,591,400	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(B)	9,548,000	1,701,600	7,846,400	
次年度繰越金	0	0	0	預金利子
支出合計	9,548,000	1,701,600	7,846,400	



## 川崎市居住支援協議会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

## 第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 2名
  - 三 幹事 10名程度
  - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
  - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

### 第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
  - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
  - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
  - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
  - 四 専門部会の設置に関すること。
  - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
  - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - 二 総会に付議すべき事項
  - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

#### (専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
  - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
  - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### (連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

#### (事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

### 第4章 会計

#### (経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

#### (会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

#### (監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

### 第5章 雑則

#### (秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎市住宅供給公社
川崎市関係課	市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 次世代産業推進室 健康福祉局 地域福祉部 地域福祉課 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

# 川崎市居住支援協議会 想定スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
総会		● 定期総会(6/8) ・前年度決算、事業報告 ・新年度予算、事業計画										・定期総会后、国費申請予定 ・その他、必要に応じて臨時総会
連絡調整会議											● 連絡調整会議(3/10頃) ・各専門部会での取組み等について報告 ※新年度事業計画についても検討	
幹事会	● 幹事会(5/16) ・定期総会での議決事項の承認 など											・定期総会前に開催 ・新年度の役員交代等について確認
A部会			● 第1回(6/下~7/上)			⇄ 不動産店向け講演会	⇄ 家主向け講演会	● 第2回(12/上)			● 第3回(2/下)	・家主・不動産店向け講演会開催 ・WGによる検証(継続)
WG	⇄ ・継続してWGでの活動を行いつつ、定期的にWG会議にて事例や課題を共有(各専門部会へも連携)											
B部会			● 第1回(6/下~7/上)					● 第3回(12/上)			● 第4回(2/下)	・ガイドブックの作成 ※検討内容についてWGも活用
C部会			● 第1回(6/下~7/上)					● 第3回(12/上)			● 第4回(2/下)	・ガイドブックの作成 ※検討内容についてWGも活用

※国庫補助対象となる事業期間は、7月上旬～3月9日まで